中小連結法人の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	( )

別表六の二(二十二) 令四・四・一以後終了連結事業年度分

雇用者給与等支給増加割合の計算	雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十二)付表「1」の合計)	1	円
	比較雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十二)付表「18」の合計)	2	
	雇用者給与等支給増加額 (1)－(2) (マイナスの場合は０)	3	
	雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(3)}{(2)}$ ((2)＝０の場合は０)	4	
教育訓練費増加割合の計算	教育訓練費の額の合計額 (各連結法人の(20)の合計)	5	円
	比較教育訓練費の額の合計額 (各連結法人の(25)の合計)	6	
	教育訓練費増加額 (5)－(6) (マイナスの場合は０)	7	
	教育訓練費増加割合 $\frac{(7)}{(6)}$ ((6)＝０の場合は０)	8	
控除対象雇用者給与等支給増加額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十二)付表「4」の合計)		9	円
個別給与控除額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十三)「32」の合計)		10	
差引控除対象雇用者給与等支給増加額の合計額 (9)－(10) (マイナスの場合は０)		11	

法人税額の特別控除額の計算	中小連結法人税額控除限度額の計算	(4)≧2.5％の場合において、(8)≧10％若しくは(5)＝(7)＞０のとき又は経営力向上要件を満たすとき (11)×$\frac{25}{100}$	12
		同上以外の場合 (11)×$\frac{15}{100}$ ((4)＜0.015の場合は０)	13
		中小連結法人税額控除限度額 (12)又は(13)	14
	調整前連結税額 (別表一の二「2」)		15
	当期税額基準額 (15)×$\frac{20}{100}$		16
	当期税額控除可能額 ((14)と(16)のうち少ない金額)		17
	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7の⑳」)		18
	法人税額の特別控除額 (17)－(18)		19

各連結法人の比較教育訓練費の額等の計算

教育訓練費の額	20	円

連結事業年度又は事業年度	教育訓練費の額	適用年度の月数 (21)の連結事業年度又は事業年度の月数	改定教育訓練費の額 (22)×(23)
21	22	23	24
調整対象年度 ・ ・ ・ ・	円		円
調整対象年度 ・ ・ ・ ・			
計			

比較教育訓練費の額 (24の計)÷(調整対象年度数)	25	